

さいたま市告示第655号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年 4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和7年 4月 4日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 10台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/04/02	南浦和駅東口	城東I42011	WTU186C1559C		
2025/04/02	南浦和駅東口	埼玉県警21-210299785	A20AJ61539		
2025/04/02	南浦和駅西口	青梅D35202	F180974518		
2025/04/02	浦和駅西口	埼玉県警25-250621019	M050303126		
2025/04/03	南浦和駅西口	埼玉県警25-251220867	B0X02371		
2025/04/03	武蔵浦和駅	不明	XL20092908		
2025/04/04	南浦和駅東口	埼玉県警20-205102620	TF9M75495		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/04/02	大宮駅東口	不明	SYK308643		
2025/04/03	大宮駅西口	埼玉県警21-210036997	SUJ005572		
2025/04/03	岩槻駅	埼玉県警22-223060552	A21AL42925		

合計：10台

告示期限 令和7年4月25日